

2023年合格目標

基本講義 逐条編
（特・実 第1回）
体験用テキスト

特 許 法

第1章 総則

I. 目的・定義（第1条～第2条）

第一条（目的）

【短答重要度☆】

【論文重要度☆☆☆】

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

（1）短答式試験

商標法で1条について問われており、今後出題される可能性もある。

（2）論文式試験

他法域で1条の理解を問われた問題があり、出題される可能性は決して低くない。

2. 攻略ポイント

論文式試験令和元年意匠法問題Ⅱ、平成28年意匠法問題Ⅱ、平成23年意匠法問題Ⅰ、平成25年商標法問題Ⅰでの出題を見て、1条の理解をどのような形で問われているかを確認すべきである。

■ 特許法の目的 論

発明の保護：①最大の保護→特許権、②その他の保護→特許を受ける権利、補償金請求権、手続面の保護等

発明の利用：①公開→文献的利用、②実施→各種実施権、存続期間満了後の自由実施等

趣旨

特許制度は、新しい技術を公開した者に対し、その代償として特許権という独占的な権利を付与し（68条）、他方、第三者に対してはこの公開された発明を利用する機会を与えるものである。

このように特許制度は、権利を付与された者と、第三者の利用との間の調和を求めつつ技術の進歩を図り、産業の発達に寄与することを法目的としている（1条）。

→逐条解説
p13

第二条（定義）**【短答重要度☆☆】****【論文重要度☆☆☆☆】**

- この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。
- 2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。
- 3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
 - 二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為
 - 三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 4 この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

短

→R2-16-5

出題傾向と攻略ポイント**1. 出題傾向****（1）短答式試験**

- ・侵害との関連で出題される。
- ・68条と関連づけて出題される。

（2）論文式試験

- ・侵害絡みの問題では、これらの条文について言及が必要になる場合が多い。
- ・「消尽論」では2条3項1号の実施に該当するかが論点となる。
- ・平成18年法改正で輸出が2条3項に追加された趣旨、同3項の2号と3号の違い（「生理活性物質測定法事件」）についても、理解したい。

2. 攻略ポイント

- ・発明のカテゴリーと2条3項各号の実施との関係性の理解を十分に深めた上で、学習を進めるべきである。
- ・「生理活性物質測定法事件」は短答式試験、論文式試験でも出題される重要判例である。判旨を正確に把握しその理解を短答式試験で確認しておき、さらに論文式試験での出題では問題文の中から判例を抽出し事案にあてはめながら判旨を再現できるようにしておくべきである。

■ 第1項 発明

発明の定義について規定している。

「自然法則」：自然界において経験によって見出される法則をいう。

「自然法則の利用」：全体として利用していればよい。

一定の確実性が必要だが、自然法則の認識は不要

→数学、論理学的法則、経済法則等は含まれず。

「技術的思想」：ただちに技術として成立する程の具体性は不要

「高度のもの」：考案との関係から規定している。

→逐条解説
p17

- 非発明の例：① 自然法則そのもの
 ② 単なる発見
 ③ 自然法則に反するもの（例：永久機関）
 ④ 自然法則を利用していないもの
 (i) 自然法則以外の法則のみを利用（例：経済法則等）
 (ii) 人間の精神活動を利用（例：暗号作成方法）
 (iii) 電柱による広告方法等
 ⑤ 技術的思想でないもの
 (i) 技能
 (ii) 情報の単なる提示
 (iii) 単なる美的創造品
 ⑥ 課題解決不可能なもの

■ 第2項 特許発明

特許発明について定義している。

「特許発明」：特許を受けている発明をいう。

■ 第3項 実施 **短 論**

実施の定義について規定している。

第1号 物の発明の実施

- (1) 「物」：プログラム等を含む（かっこ書）。
- (2) 「実施行為」
- ① 「生産」：物を作り出す行為をいい、製造より広い。動植物も対象
 - ② 「使用」：発明本来の目的を達成し又は作用効果を奏するように用いる行為
 - ③ 「譲渡等」：譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。
 - (i) 「譲渡」：物の所有権を移転すること、有償無償を問わない。「購入」は実施ではない。「販売」は有償の譲渡をいう。
 - (ii) 「貸渡し」：所有権を保持しつつ、物の占有権を移転すること。「借受け」は実施ではない。
 - (iii) 「電気通信回線を通じた提供」：双方向の通信を伝送する無線又は有線による提供をいう。また、「提供」とは、送信よりも広い概念で、原文を送って、翻訳文が返信されるようなものも含む。
 - ④ 「輸出」：内国貨物を外国に向けて送り出す行為をいう。

短

→R3-3-1

→特許法概説
p433-434
逐条解説
p15-17

◆ポイント◆

〈平成18年の法改正で発明の「実施」行為に「輸出」を追加した理由〉

- (1) **経済のグローバル化の進展**により、我が国の産業財産権侵害品が国境を越えて取引される事例が増大する等**模倣品問題の国際化・深刻化**が進んでいる。これに鑑み、国内の製造や譲渡の段階では差し止めできない場合であっても、輸出者が判明した場合には、権利者が**「輸出」の段階で差し止め（100条1項）等の措置を講じることを可能とする**ためである。
- (2) なお、輸出行為自体は、国内で行われる行為であり、我が国の工業所有権の効力を直接的に海外における譲渡等の行為に対して及ぼすものではないため、**属地主義には反しない**。

- ⑤ 「輸入」：外国において生産された貨物を国内市場に搬入する国際商取引の一形態。保税地域にある間は、まだ輸入ではない。
- ⑥ 「譲渡等の申出」：「申出」は発明に係る物の存在を前提としない（存在してもよい）。カタログによる勧誘、パンフレットの配布等の行為も含む。
- ⑦ 「展示」：不特定多数の者に認識される状態におくこと

第2号 方法の発明の実施

第3号 物を製造する方法の発明の実施

◆ポイント◆

- 方法の発明と物を生産する方法の発明とは、
- ・ **明文上判然と区別され**（2条3項2号、3号）、
 - ・ 与えられる**特許権の効力も明確に異なっている**。
- よって、
- 方法の発明と物を生産する方法の発明とを同視することはできない。
- また、
- 方法の発明に関する特許権に、物を生産する方法の発明に関する特許権と同様の効力を認めることもできない。
- （最高裁平成11年7月16日判決「生理活性物質測定法事件」）

■ 第4項 プログラム等

プログラム等についての定義について規定している。

Ⅱ. 手続一般（第3条～第28条）

1. 期間（第3条～第5条）

第三条（期間の計算）

【短答重要度☆☆】

【論文重要度☆】

この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、次の規定による。

- 一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。
 - 二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。
- 2 特許出願、請求その他特許に関する手続（以下単に「手続」という。）についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

出題傾向と攻略ポイント**1. 出題傾向****（1）短答式試験**

- ・日付の計算等の問題で出題されるのみである。
- ・短答対策としては、条文を一通り理解した上で、実際に問題を解いてみるのがよい。

（2）論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 第1項 期間計算の起点と終点 短**柱書**

- (1) 「この法律」：特許法
- (2) 「この法律に基く命令」：省令と政令

短

→R3-3-2

第1号 期間計算の起点（起算日）

- (1) 原則：期間の初日は算入しない→起算日と期間の始期（初日）とは異なる。

例：補正期間（特17条、17条の2）、優先権主張手続期間（特41条）、出願審査請求期間等は特許出願の日等から始まるが、特許出願等がその日の午前0時に行われることはないから（特19条の通信日付印の時刻のみが明りょうでない時はその日の午後12時）翌日から起算

- (2) 例外：その期間が午前0時から始まる場合は算入する。

例：商標法の登録異議申立の要旨変更補正期間（商43条の4第2項）は「申立ての期間経過後30日」であるから、補正期間の始まりは申立期間の最終日の翌日の午前0時から始まることになる。延長期間等

第2号 期間計算の終点（＝期間の終期）

(1) 月又は年で期間を定める場合→暦に従う。

(2) 月又は年の始から期間を起算しない場合

→最後の年又は月における起算日に応答する日の前日に満了

→最後の月に応答する日がない場合は、その月の末日に満了

例：問：8月29日（特許料納付猶予期間末日）としたときの追納期間の最終日は？

答：起算日…8月30日

応答日…翌年2月30日→2月に30日はなし、平年の場合、2月28日終了

■ 第2項 終期の例外（末日順延の特則）**短**

(1) 「特許に関する手続」：特許庁への手続

注：裁判所への手続（例：特178条の手続）は特許法上の末日順延の特則ではなく、民訴95条3項の末日順延の特則が適用される。なお、裁判所の窓口は常に開いている（年中無休、1日24時間）。

「手続」：期間の定まっている手続

例：補正期間、国内書面提出期間等

「末日が行政機関の休日に関する法律の1条1項各号に掲げる日」：祝日、日曜日、1月2、3日、12月29、30、31日、土曜日

(2) 延長期間の数え方：特4条、5条等による延長期間は、もとの期間と一体をなす。

→特3条2項の期間の末日は、もとの起算日から計算し、合計された一の期間の末日を指す。

→延長前の元期間の末日が休日でも、そこでは延長されない。

注：商43条の4第2項の期間

- ① 午前0時から始まる。
- ② 異議申立期間の末日が休日…末日順延の特則あり
- ③ 遠隔・交通不便の地にある者のための延長あり（商43条の4第3項）

第四条（期間の延長等）

【短答重要度☆☆】

【論文重要度☆】

特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第四十六条の二第一項第三号、第百八条第一項、第百二十一条第一項又は第百七十三条第一項に規定する期間を延長することができる。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

(1) 短答式試験

- ・主体が特許庁長官である点を押さえておくべきである。
- ・法定期間の延長ができる4つは確実に暗記すべきである。
- ・5条の「指定期間」との違いに留意すべきである。
- ・「請求により又は職権で」の文言に留意すべきである。

（2）論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 期間の延長 短

本条は法定期間の延長について規定している。

- （1）「法定期間」：法律で明示されている期間である。
- （2）法定期間の経過前に延長の処分があることが必要で、期間の経過後においては本条は適用されない。
- （3）特許庁長官による延長のみ→審判長による延長はない。
- （4）以下の4つの期間のみ本条の対象である。
 - ① 特46条の2第1項3号
他人による実用新案技術評価請求に伴う実用新案登録に基づく特許出願の制限
 - ② 特108条1項
第1年分～第3年分までの特許料の納付制限
 - ③ 特121条1項
拒絶査定不服審判の請求期間
 - ④ 特173条1項
再審の請求期間
- （5）その他の延長（参考）
特108条3項（請求のみ）
- （6）延長が認められないもの
例：出願審査請求の期間
 - ・ 出願審査の請求をすることができる期間（特48条の3第1項）
理由）長期間であるためである。
 - ・ 3年経過後の出願の分割、変更の際、出願審査の請求をすることができる期間（特48条の3第2項）
理由）分割、変更をする場合は同時に出願審査の請求をするのが通常であり、判断の期間としては30日もあれば十分だから

短

→R4-6-(二)

短

→R1-8-(イ)

第五条

【短答重要度☆☆】

【論文重要度☆】

- 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。
- 2 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。
 - 3 第一項の規定による期間の延長（経済産業省令で定める期間に係るものに限る。）は、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に限り、請求することができる。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

(1) 短答式試験

- ・特5条2項の主体が審判長のみである点が出題される。
- ・特4条は法定期間の延長についての規定であるのに対して、特5条は指定期間の延長についての規定であることも理解しておく必要がある。

(2) 論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 第1項 指定期間の延長 **短**

指定期間の延長について規定している。

- (1) 「指定期間」：期間が法律で明示されていない期間
- (2) 指定期間の例：特17条3項、23条1項、39条6項、50条、84条等
- (3) 延長を行う主体：特許庁長官、審判長、審査官

■ 第2項 期日の変更 **短**

期日の変更について規定している。

審査官が行う場合はない。 審判長は特151条で準用する民訴94条の呼出状で指定した期日を変更する場合がある。

■ 第3項 救済規定 **短**

経済産業省令で定める期間

2. 手続能力（第6条～第8条）

手続能力：手続の行為の主体となれる能力

権利能力：権利の主体となれる能力→人であること、ただし、特25条あり。

権利能力があっても手続能力がない場合がある。

例：未成年者、成年被後見人

手続能力があれば権利能力はある。ただし、特6条を除く。

人：自然人と法人に分けられる。

第六条（法人でない社団等の手続をする能力）

【短答重要度☆☆☆】
【論文重要度☆】

法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

- 一 出願審査の請求をすること。
- 二 特許異議の申立てをすること。
- 三 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。
- 四 第一百七十一条第一項の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に

対する再審を請求すること。

- 2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

（1）短答式試験

法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものが可能な手続について、正確な知識が問われる。

（2）論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 第1項 法人でない社団等の手続 短

法人でない社団等ができる一定の手続について規定している。

- （1）法人でない：法人格のない
- （2）社団：一定目的のために結合した人の集団をいう。
- （3）財団：一定目的のために管理される財産の集合体をいう。
- （4）「その名において」：社団又は財団の名においてを意味する。
- （5）することができる手続
 - ① 出願審査の請求をすること
 - ② 特許異議の**申立てを**すること
 - ③ 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること
 - ④ 特171条1項の規定による再審を請求すること

注：特172条1項の再審については規定されていない

短

→R3-3-3
H30-4-3

■ 第2項 被請求

法人でない社団等ができる一定の被請求手続について規定している。

- （1）特171条1項の再審を請求される場合と特172条1項の再審を請求される場合がある。
- （2）無効審判を請求されることはない。

第七条（未成年者、成年被後見人等の手続 をする能力）

【短答重要度☆☆☆】
【論文重要度☆】

未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

- 2 被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければならない。
- 3 法定代理人が手続をするには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

- 4 被保佐人又は法定代理人が、その特許権に係る特許異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

（1）短答式試験

- ・未成年者であっても、法定代理人によらないで手続をすることができる場合がある点等が問われる。
- ・保佐人、後見監督人は同意権を有するのみで、追認は一切できないという点が、本試験では頻出である。

（2）論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 第1項 未成年者、成年被後見人

未成年者等が権利者となる場合の手続について規定している。

- （1）未成年者、成年被後見人（改正前民法の禁治産者）でも権利者となり得る。
- （2）「未成年者」：満18歳に達しない者をいう（民4条）。
- （3）「成年被後見人」：無能力者の一種。精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であって、一定の者の請求により家庭裁判所が行う後見開始の審判を受けた者をいう。
- （4）「法定代理人」：本人の信任に基づかないで、法律の規定により生ずる代理人
未成年者の場合は、親権者、未成年後見人
成年被後見人の場合は、成年後見人
- （5）「独立して法律行為をすることができるとき」
例えば、未成年者が婚姻した場合、法定代理人から営業を許された場合等

■ 第2項 被保佐人

被保佐人等が権利者となる場合の手続について規定している。

- （1）「被保佐人」：精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分なる者であって、一定の者の請求により家庭裁判所が行う保佐開始の審判を受けた者をいう。
- （2）「保佐人」：被保佐人に付せられる保護者のことをいう。
- （3）保佐人の同意権は一連の手続について包括的に与えられるものであり、個々の手続について同意をしたり除外したりすることはできない。

■ 第3項 後見監督人

法定代理人に後見監督人があるときの手続について規定している。

「後見監督人」：後見人の事務を監督する者（家庭裁判所以外の第三者機関）

■ 第4項 被保佐人及び法定代理人の例外手続

請求期間に限られている特許異議申立ての機会を確保すると共に、相手方を保護するための規定である。

- (1) 相手方が提起した審判や再審についての手続にまで、特7条2項、3項により同意を必要とすると、例えば、無効審判の審判請求書の副本ですら送達する方法はなく、結局、審判や再審の請求をなし得ないこととなるため、規定された。
- (2) 例えば、無効審判の被請求人が成年被後見人で、その法定代理人に後見監督人がいても、法定代理人は、その後見監督人の同意を得なくても答弁書の提出や訂正の請求が可能
- (3) 本規定はすべて権利化の手続である。

短
→R4-1-(4)

＜特7条と16条のまとめ＞

対象者	保護者	手続をする者	留意事項	追認（16条）
成年被後見人	法定代理人 (成年後見人)	法定代理人	・成年後見監督人があるときは同意が必要	・成年被後見人又は未成年がした手続は法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認可
未成年者	法定代理人 (親権者又は未成年後見人)	法定代理人	・未成年後見監督人があるときは同意が必要 ・独立して法律行為ができるときは除く	・法定代理人が後見監督人の同意を得ずにした手続は同意を得た法定代理人又は手続をする能力がある本人が追認可
被保佐人	保佐人	被保佐人	・保佐人の同意が必要	・被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、被保佐人が保佐人の同意を得て追認可

第八条（在外者の特許管理人）	【短答重要度☆☆☆】 【論文重要度☆☆☆】
日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない。 2 特許管理人は、一切の手続及びこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人	

の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

(1) 短答式試験

「在外者」とは何か、「特許管理人」とは何か、「行政庁がした処分を不服として訴え」とは何を指すのかの理解が問われる。

(2) 論文式試験

「在外者」の文言で、本条と184条の11が想起できるかが問われる。

2. 攻略ポイント

短答式試験の過去問題で、「在外者」「特許管理人」の内容を正確に押さえた上で、論文式試験で特に、国際特許出願での手続を問われたときに検討項目として列挙できるようにしておくべきである。

■ 第1項 在外者の手続能力 短

在外者が権利者となる場合の手続について規定している。

- (1) 原則：**在外者**（日本国籍を有する者であっても、日本国内に住所等がない場合は在外者）は**特許管理人**（その者の特許に関する代理人であって日本国内に住所又は居所を有するもの）**によらなければ手続**、行政庁がした処分を不服とした訴えを**提起することはできない**。
- (2) 例外：在外者が特許管理人によらず直接行える手続等
 - ① 政令で定める場合：特許管理人を有する在外者（法人にあつては、その代表者）が日本国に滞在している場合等（施行令1条1号～3号）
 - ② **特184条の11：在外者である国際特許出願人が国内処理基準時までに行う手続**

■ 第2項 特許管理人の代理権の範囲 短

特許管理人の代理権の範囲について規定している。

- (1) 「一切の手続」：不利益行為を含む特許法上の一切の手続
- (2) 手続が出願の場合→原則として出願から登録後まで含む（代理権の継続性）
- (3) ただし書→**在內者の委任の代理人と同様、代理権の範囲の制限可能**
- (4) 他法：実用新案管理人、意匠管理人、商標管理人

短

→R4-6-(ホ)
H30-4-2

3. 代理（第9条～第16条）

第九条（代理権の範囲）

【短答重要度☆☆☆】

【論文重要度☆】

日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。

出題傾向と攻略ポイント**1. 出題傾向****（1）短答式試験**

- ・ 特別の授權を得なければできないもの（不利益行為）をすべて押さえておくべきである。
- ・ 14条と併せて学習すべき条文である。

（2）論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 代理権の範囲 **短**

委任代理人の代理権の範囲について規定している。

（1）特別の授權を得なければすることができないもの（不利益行為）

- ① **特許出願の変更、放棄若しくは取下げ**
- ② 特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ
- ③ 請求、申請若しくは申立ての取下げ
- ④ 特41条第1項の優先権の主張若しくはその取下げ
- ⑤ 実用新案登録に基づく特許出願
- ⑥ 出願公開の請求
- ⑦ **特121条第1項の審判の請求**
- ⑧ 特許権の放棄
- ⑨ **復代理人の選任**

（2）「手続をするものの委任による代理人」：法定代理人は含まない。

短

→R1-8-(ロ)

第十一条（代理権の不消滅）

【短答重要度☆☆☆】

【論文重要度☆】

手続をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託に関する任務の終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

(1) 短答式試験

委任による代理人の代理権が消滅しない場合として、本条に列挙されているものが問われる。

(2) 論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 代理権の不消滅 短

委任代理人の代理権の範囲が消滅しない場合について規定している。

(1) 「手続をする者の委任による代理人の代理権」は、「**本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅**」、「本人である受託者の信託の任務終了」又は「法定代理人の死亡若しくはその代理権の『変更若しくは消滅』」によつては消滅しない。

短

→R4-1-(ロ)

(2) 法定代理人の代理権の消滅事由

- ① 本人の死亡
- ② 親権の濫用等による親権の喪失（民834条）
- ③ 法定代理人の死亡、後見開始の審判を受けたこと又は破産
- ④ 後見人の解任（民845条）

なお、本条は委任による代理人についてのみ規定していることから、法定代理人の場合は、本条の適用はない。

第十二条（代理人の個別代理）

【短答重要度☆☆】

【論文重要度☆】

手続をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

(1) 短答式試験

本条の効果について理解が問われる。

(2) 論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 代理人の個別代理 短

数人の代理人が各自その代理権を行使することができる個別代理を認める規定である。

(1) **2人以上の代理人のうち1人が特許庁に対して手続をすれば、本人がした手続と同じ効果が生じる。**

短

→H30-4-4

- (2) 特許庁からする手続についても、2人以上の代理人のうちの1人に対してすれば本人に対してしたのと同じ効果が生じる。
- (3) 本人が2人以上の代理人の共同代理によってのみ代理されるべき旨の定めをしても手続上無効である。その意味で、本条は、強行規定と解される。

第十三条（代理人の改任等）

【短答重要度☆☆☆】

【論文重要度☆】

- 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続をすべきことを命ずることができる。
- 2 特許庁長官又は審判長は、手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないと認めるときは、その改任を命ずることができる。
- 3 特許庁長官又は審判長は、前二項の場合において、弁理士を代理人とすべきことを命ずることができる。
- 4 特許庁長官又は審判長は、第一項又は第二項の規定による命令をした後に第一項の手続をする者又は第二項の代理人が特許庁に対してした手続を却下することができる。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

(1) 短答式試験

主体が特許庁長官又は審判長である点、すべてが裁量規定である点、改任等の命令をした後でなければ手続を却下できない点などが問われる。

(2) 論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 第1項 手続をする者が適当でない場合 短

■ 第2項 代理人の改任命令 短

■ 第3項 弁理士を代理人とすべき命令 短

■ 第4項 手続の却下 短

- (1) 手続命令又は改任命令をした後に、手続を却下することができる。
- (2) 裁量規定

短

→R1-8-(ハ)

第十四条（複数当事者の相互代表）

【短答重要度☆☆☆】

【論文重要度☆】

二人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

(1) 短答式試験

- ・本条に列挙されている不利益行為について、正確に把握しているかについて問われる。
- ・利益行為についての規定であることの理解について問われる。
- ・9条との相違点について問われる。

(2) 論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 複数当事者の相互代表 **短**

複数当事者がいる場合の手続における相互代表について規定している。

(1) 「2人以上が共同して手続をしたとき」

→手続をした後、その手続が係属中に、その手続に関して行う他の手続についての規定である。

(2) 「代表者を定めた場合にはこの限りではない」

→本条本文に掲げる手続（不利益行為）以外の手続については、その代表者が全員を代表することを定めたものであって、本条本文に掲げる手続についてもその代表者が全員を代表することができる旨を定めたものではない。

(3) 出願人全員でしなければならないもの

（代表者を定めて特許庁に届け出ている場合も同様）

- ① **特許出願の変更、放棄及び取下げ**
- ② 特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ
- ③ 請求、申請、申立ての取下げ
- ④ 特41条1項の優先権の主張及び取下げ
- ⑤ 出願公開の請求
- ⑥ **拒絶査定不服審判の請求**

短

→R1-7-(ホ)

短

→R4-1-(ハ)

(4) 「できない行為」についての特9条との相違

→実用新案登録に基づく特許出願は、特14条に記載されていないが、出願の1つであるので、特38条により、共同で出願する必要がある。補正は単独で可能

(5) 「各人が全員を代表する」

→手続は、共同出願人の一人がすれば有効であり、また特許庁からする手続についても共同出願人の一人に対してすれば全員に対してしたと同じような効果を生じることになる。

第十五条（在外者の裁判籍）【短答重要度☆☆】
【論文重要度☆】

在外者の特許権その他特許に関する権利については、特許管理人があるときはその住所又は居所をもつて、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもつて民事訴訟法（平成八年法律第九号）第五条第四号の財産の所在地とみなす。

出題傾向と攻略ポイント**1. 出題傾向**

- （1）短答式試験
条文通りの文言をストレートに問われる。
- （2）論文式試験
出題が過去にないため特になし

■ 在外者の裁判籍 短

在外者の裁判籍について規定している。

- （1）パリ条約2条(3)に基づく
- （2）**在外者が特許権者等**でかつ**特許権等**についての**裁判の被告の場合に適用あり**

短
→R4-1-(=)

第十六条（手続をする能力がない場合の追認）【短答重要度☆☆☆☆】
【論文重要度☆】

未成年者（独立して法律行為をすることができる者を除く。）又は成年被後見人がした手続は、法定代理人（本人が手続をする能力を取得したときは、本人）が追認することができる。

- 2 代理権がない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人が追認することができる。
- 3 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、被保佐人が保佐人の同意を得て追認することができる。
- 4 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

出題傾向と攻略ポイント**1. 出題傾向**

- （1）短答式試験
 - ・未成年者・成年被後見人がした手続（1項）・代理権がない者がした手続（2項）は本人が追認できる点が問われる。
 - ・保佐人・後見監督人は同意権のみを有する点等が問われる。
 - ・7条と併せた規定であることの理解が問われる。
- （2）論文式試験
出題が過去にないため特になし

■ 第1項 未成年者、成年被後見人 短

未成年者等がした手続の追認について規定している。

(1) 追認の効果

→民訴34条の場合と同様に、未成年者、無権代理人等が手続をした時に遡って有効となるものであり、追認の時から有効となるのではない。

(2) 追認の時期については、一応制限はない。

→ただし、特18条の規定による却下処分や特133条の却下処分のような処分が確定した後は、追認は不可能

(3) 追認は一部のみ不可

短

→H30-4-1

■ 第2項 代理権がない者 短

手続をする能力がある「本人」又は「法定代理人」が追認できることについて規定している。

■ 第3項 被保佐人 短

保佐人の同意を得た「被保佐人」が追認できることについて規定している。

■ 第4項 後見監督人 短

後見監督人には同意権はあるが、追認権はないことについて規定している。

4. 補正（第17条～第17条の5）

第十七条（手続の補正）

【短答重要度☆☆☆☆】
【論文重要度☆】

手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の五までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書、第四十一条第四項若しくは第四十三条第一項（第四十三条の二第二項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面又は第百二十条の五第二項若しくは第百三十四条の二第一項の訂正若しくは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができない。

- 2 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人は、前項本文の規定にかかわらず、同条第一項の外国語書面及び外国語要約書面について補正をすることができない。
- 3 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。
 - 一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。
 - 二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。
 - 三 手続について第百九十五条第一項から第三項までの規定により納付すべき手数料を納付しないとき。
- 4 手続の補正（手数料の納付を除く。）をするには、次条第二項に規定する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。

短

→R4-8-(イ)

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

(1) 短答式試験

- ・願書についての補正であれば、事件が特許庁に係属している限り可能である点（1項）等が問われる。
- ・外国語書面、外国語要約書面についての補正は一切できない点（2項）は頻出である。

(2) 論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 第1項 自発的補正 短

一般的な補正全般について規定している。

(1) 「手続」：すべて含む→特許出願に限られない（特3条2項）。

(2) 「特許庁に係属」：その対象により様々

① 「出願が特許庁に係属する」

特許出願につき拒絶の査定又は審決が確定するまで、又は特許権の設定がされるまで→したがって、それまでは出願の取下げ等が可能

② 「事件が審査、審判又は再審に係属する」（意60条の24）→拒絶査定後で審判請求前又は審決後で訴訟提起前は含まれない。

(3) ただし書→実体補正

① 特許出願の明細書・特許請求の範囲・図面（特17条の2）

② 要約書（特17条の3）

③ 優先権主張書面（特17条の4）

④ 訂正に係る明細書・特許請求の範囲・図面（特17条の5）

■ 第2項 外国語書面及び外国語要約書面の補正不可 短

外国語書面等の補正について規定している。

「外国語書面」及び「外国語要約書面」については、一切補正をすることができない。

ただし、願書は、日本語により作成されたものであり、補正が可能である。

短
→R4-10-2

■ 第3項 補正命令 短

特許庁長官が手続の補正を命ずることができる場合について規定している。

(1) 特許庁長官が補正を命ずる

(2) 特7条又は9条違反→補正命令

(3) 特8条違反→補正命令は出ずに、手続却下（特18条の2）

■ 第4項 手続補正書の提出 短

補正をするときの提出書類について規定している。

- (1) 手数料の納付→手続補正書ではなく「手数料補正書」の提出
- (2) 誤訳訂正→手続補正書ではなく「誤訳訂正書」の提出

短

→R3-10-(ホ)

第十七条の二（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正） 【短答重要度★★★★★】 【論文重要度★★★★★】

特許出願人は、特許をすべき旨の査定の際の願書の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

- 一 第五十条（第百五十九条第二項（第百七十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。
- 二 拒絶理由通知を受けた後第四十八条の七の規定による通知を受けた場合において、同条の規定により指定された期間内にするとき。
- 三 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。
- 四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時にするとき。
- 2 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。
- 3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第八項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面）。第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項において同じ。）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。
- 4 前項に規定するもののほか、第一項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第三十七条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。
- 5 前二項に規定するもののほか、第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる場合（同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第五十条の二の規定による通知を受けた場合に限る。）において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。
 - 一 第三十六条第五項に規定する請求項の削除
 - 二 特許請求の範囲の減縮（第三十六条第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。）
 - 三 誤記の訂正
 - 四 明りようでない記載の釈明（拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。）
- 6 第百二十六条第七項の規定は、前項第二号の場合に準用する。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

(1) 短答式試験

補正の時期的要件、客体的要件について、規定されている内容を漏れなく理解し、正確な知識を有しているかについて問われる。

(2) 論文式試験

拒絶理由通知への対応手段として、必ず検討すべき事項である。

2. 攻略ポイント

- ・補正の時期によって、客体的要件が異なることを正確に把握することは非常に重要であり、短答式試験で頻出である。
- ・知識の出し入れを条文の読込みと理解、短答式試験の過去問題の演習により繰り返し、そこで養ったことを論文式試験で記述できるようにして短答用の実力から論文用へとシフトしていくことが必要である。

■ 第1項 時期的要件 **短** **論**

補正の時期的要件について規定している。

柱書

原則：特許査定謄本の送達前は可能

補正可能範囲は第3項の範囲内

例外：拒絶理由通知を受けた後は各号

短

→R4-10-5

第1号 最初の拒絶理由通知を受けた場合

(1) 補正可能期間→その指定期間内

(2) 補正可能範囲は第3項及び第4項の範囲内

出願審査請求時に削除した請求項を加えることも可能

第2号 拒絶理由通知を受けた後、特48条の7の規定による通知を受けた場合

(1) 補正可能期間→その指定期間内

ただし、特48条の7の通知は、最初の拒絶理由通知の前になされる場合がほとんどであり、この場合には、最初の拒絶理由通知の応答期間までにはいつでも明細書等について補正ができる。

(2) 補正可能範囲は第3項及び第4項の範囲内

→例外的に先行技術文献情報の追加が可能となる。

なお、当該文献に記載された内容を併せて【背景技術】の欄に追加する補正も、通常、第三者が不測の不利益を受けることがないので、原則として許される。

短

→H30-1-(イ)

第3号 最後の拒絶理由通知を受けた場合

(1) 補正可能期間→その指定期間内

例外→分割出願（44条）がされた場合であって、いずれか一方の特許出願について既に拒絶理由が通知されており、当該拒絶理由と同一の拒絶理由の通知を受けた場合

(2) 補正可能範囲は第3項～第6項の範囲内

第4号 拒絶査定不服審判請求と同時

- (1) 審判請求期間が3月以内に拡大しているので補正検討可能期間は延びている。
 - (2) 補正可能範囲は第3項～第6項の範囲内
 - (3) 出願の分割（特44条1項1号）可能時期との絡み
- * 2回目の拒絶理由であっても最初の拒絶理由に対して補正がなされなかった請求項等に対して、初めて通知する拒絶理由を含むものは最初の拒絶理由である。

論
→R1 I
H24 I

■ 第2項 外国語書面出願の誤訳訂正 短 論

外国語書面出願の誤訳訂正についての手続について規定している。

短
→R2-1-(ハ)

(1) 誤訳訂正（誤訳訂正書を提出して行う補正）の対象

①外国語書面出願、②PCTの外国語特許出願、③決定により特許出願とみなされる外国語でされた国際出願

論
→R2 I
H24 I

(2) 誤訳訂正書の提出が必要→訂正審判の場合には不要

短
→R4-10-4

(3) （誤訳の）理由を記載する

(4) 手数料が必要→一般補正（手続補正書を提出して行う補正）の場合には不要

■ 第3項 新規事項追加の禁止 短 論

第1項に規定する時期の補正の客体的要件について規定している。

(1) 「当初明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内」:

当初明細書等に明示的に記載された事項又は当初明細書等の記載から自明な事項

短
→H30-1-(ロ)

(2) 「当初明細書等の記載から自明な事項」:

当初明細書等に記載がなくても、これに接した当業者であれば、出願時の技術常識に照らして、その意味であることが明らかであって、その事項がそこに記載されているのと同然であると理解できる事項

論
→R2 I

(3) 「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」

◆ポイント◆

制度の国際的調和、権利付与の迅速化、第三者の監視負担の軽減の観点から、出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内に限られる。

論
→H24 I

(4) 外国語書面出願についての本項の適用

- ① 新規事項の追加には、原文新規事項と翻訳文新規事項があるが、本項は翻訳文新規事項の追加を防止する。
 - ② 翻訳文新規事項追加の基準明細書等
- (i) 誤訳訂正がない場合

明細書、特許請求の範囲若しくは図面と擬制された翻訳文（出願日から1年4月以内に提出された翻訳文、以下「擬制翻訳文」という）

（ii）誤訳訂正があった場合

擬制翻訳文又は誤訳訂正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面

③ 誤訳訂正：外国語書面に記載した事項の範囲内で補正可能（49条6号）

■ 第4項 シフト補正の禁止 短 論

第1項各号の時期に補正する場合に、前項に加えて課される客体的要件について規定している。

（1）補正前の特許請求の範囲の発明のうち拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、拒絶理由通知後に補正された発明とが、同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しないことにより、発明の単一性の要件を満たさなくなるような補正（発明の特別な技術的特徴を変更する補正）を禁止する規定

（2）趣旨

① 発明の内容を大きく変更する補正により2件分の審査結果を得ることができるため、発明の単一性の要件の趣旨を没却されていることを防ぐ。

② 国際調和の観点

（3）本項違反の場合

拒絶理由（特49条1号）及び補正却下の理由（特53条1項）となるが、特許異議申立て理由（特113条）及び特許無効理由（特123条）とはならない。

→平成18年改正本
p44

■ 第5項 特許請求の範囲の補正の制限 短 論

第1項3号等の時期に補正する場合に、前2項に加え、更に課される客体的要件について規定している。

（1）趣旨

審査対象の変更による審査負担の増大を防止するため、既に行われた審査の結果を有効に活用できる範囲で補正を認めた。

（2）請求項の削除（1号）

→他の請求項の形式的補正も含む（例：引用番号の変更、従属→独立形式）。

（3）特許請求の範囲の限定的減縮（請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであって、補正前の請求項に記載された発明と補正後の請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び課題が同一であるものに限る）
（2号）

① かっこ書→請求項に新たな要素を付加することによる減縮補正（外的付加）は排除

② 「分野の同一」：技術的に密接に関連している場合も含む。

③ 「課題の同一」：概念的に下位、同種である場合も含む。

短
→H30-9-5

→逐条解説
p56

→審査基準IV部
第4章

→逐条解説
p57

(4) 誤記の訂正（3号）

→誤訳の訂正なし。訂正審判（請求）とは異なる。

(5) 明りょうでない記載の釈明（拒絶理由に示す事項についてするものに限る）
（4号）

短

→R4-10-3

■ 第6項 独立特許要件 短

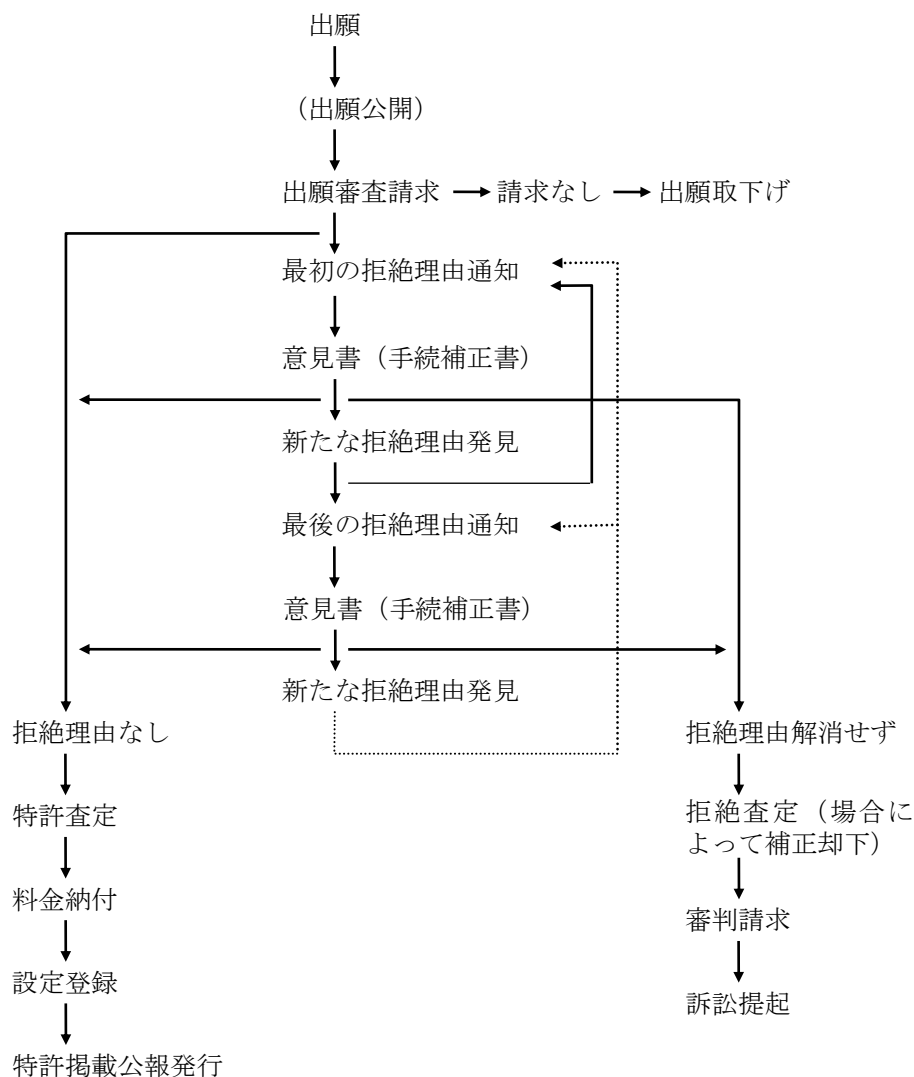
前項2号の独立特許要件について規定している。

特17条の2第5項2号に適用

→「限定的減縮」であっても、補正後の発明が独立して特許可能なものでない場合には、補正却下されるので、審査が繰り返し行われることが回避される。

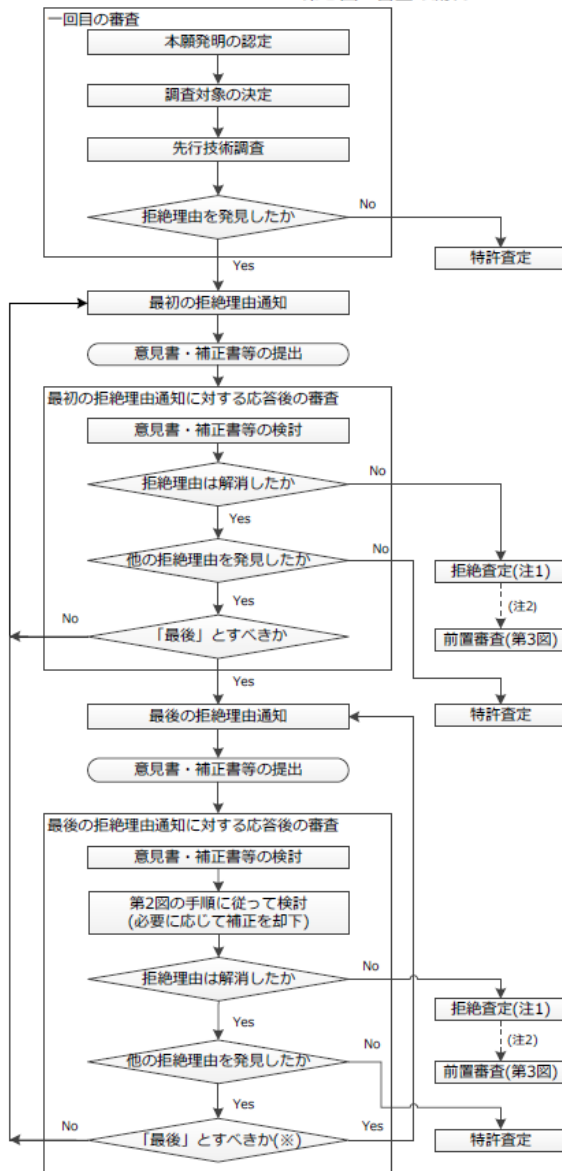
短

→R3-10-(ハ)



第I部 審査総論

第1図 審査の流れ



「第2章 審査の手順」の関連箇所

第1節 本願発明の認定

第2節 先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断

2. 調査対象

3. 先行技術調査

4. 新規性、進歩性等の判断

第3節 拒絶理由通知

2. 拒絶理由通知の種類

3.1 一回目の拒絶理由通知

3.2 二回目以降の拒絶理由通知

第4節 意見書・補正書等の取扱い

第5節 査定

2. 特許査定

3. 拒絶査定

第6節 補正の却下の決定

2. 「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であったか否かの検討

3. 補正の却下の検討

4. 補正を却下する場合の出願の取扱い

5. 補正を却下しない場合の出願の取扱い

第7節 前置審査

第8節 出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め

(注1)通知した拒絶理由が解消されていないものの、その拒絶理由を解消するために出願人がとり得る対応を審査官が示せる場合であって、当該対応をとることについて出願人との間で合意が形成できる見込みがあると判断されるときは、出願人との意思疎通を図り、合意が形成されれば「最後の拒絶理由通知」を通知する。

(注2)審判請求時に明細書等について補正があった場合

<特許・実用新案審査基準より引用>

論文攻略論点

〈明細書等の補正の効果〉

(1) 補正が適法な場合

補正の効果は出願時まで遡及し、補正後の内容で審査される。

→補正を行う理由づけとして記載すべきである。

(2) 補正が不適法な場合

① 内容的制限違反の場合

(i) 17条の2第1項1号（50条の2の通知を除く）の補正

新規事項を追加する補正等（17条の2第3項、4項）は、拒絶（49条1号）の理由となる。

新規事項を追加する補正は、特許異議申立て理由（113条1号）及び特許無効（123条1項1号）の理由となる。

ただし、外国語書面出願及び外国語特許出願のいわゆる翻訳文新規事項の追加は、無効、情報提供理由とはならない（113条1号かつこ書及び123条1項1号かつこ書、184条の18）。

理由）書面選択を誤ったという形式的瑕疵にすぎないからである。

しかし、外国語書面出願又は外国語特許出願の補正が、外国語書面又は原文の記載事項の範囲を超えてなされた場合には、上述の新規事項追加補正の場合と同様に取り扱われる（49条6号、123条1項5号等）。

(ii) 17条の2第1項1号（50条の2の通知の場合）又は第3号の補正

- ・特許査定謄本送達前に不適法なことが認定されたとき当該補正は決定をもって却下される（53条1項）。

理由）**拒絶理由とすると、再度の拒絶理由通知により補正が可能となり、迅速な権利付与が確保され難いからである。**

この却下決定に対しては、不服を申し立てることができないが（53条3項）、拒絶査定不服審判（121条）において併せて争うことができる。

- ・特許査定謄本送達後に認定されたときは、新規事項を追加する場合（17条の2第3項）のみが無効（123条1項1号）理由となり、他は許容される。

理由）法17条の2第5項、6項の要件は、再度の審査を回避するために設けられたものであり、実体的な瑕疵があるわけではないからである。

② 主体的、時期的制限違反の場合

特許庁長官による弁明書提出機会が与えられた後、手続却下処分の対象となる（18条の2）。不服の場合は、行政不服審査法に基づく審査請求が可能である。

→補正時期に対応したに内容的制限の理解を明確に論文に記載すべきである。

 →H24 I

趣旨**〈願書に添付した明細書等の補正を認める趣旨〉**

明細書、特許請求の範囲又は図面は、審査対象を特定するとともに、技術文献及び権利書としての使命を果たすべきものであるから、出願当初から完全に記載されていることが望ましい。

しかし、**先願主義（39条）**下では、**出願を急ぐあまり無形の技術思想である発明（2条1項）を当初から完全に記載することは一般に困難**である。また、出願後に審査官等から拒絶理由を通知された場合にこれを解消する必要もある。このような場合、何ら補正を認めないとすると、当初の明細書等に記載されている発明にもかかわらず、特許を受けられないことにもなり、出願人に極めて酷であり、発明保護の趣旨に反する（1条）。

一方、**補正を無制限に認めると、遡及効により第三者に不当な不利益を及ぼし、また、審査遅延等の事務処理上の不都合が生ずる。**

そこで、法は、一定の内容的及び時期的制限の下で明細書等の補正を認めている（17条の2等）。

→特許法概説
p311-313

第十七条の三（要約書の補正）

【短答重要度☆☆】
【論文重要度☆】

特許出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

経済産業省令で定める期間：特施規11条の2の2

図
→H30-1-(ニ)

第十七条の四（優先権主張書面の補正）

【短答重要度☆☆】
【論文重要度☆☆】

第四十一条第一項又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張をした者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第四十一条第四項又は第四十三条第一項（第四十三条の二第二項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面について補正をすることができる。

(1) 優先権主張書面についても、例えば、既に主張した優先権主張書面の記載に誤記があった場合にそれを正す補正ができる。

図
→R3-10-(ニ)

(2) 経済産業省令で定める期間：特施規11条の2の3

第十七条の五（訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）

【短答重要度☆☆☆☆】
【論文重要度☆☆】

特許権者は、第二百二十条の五第一項又は第六項の規定により指定された期間内に限り、同条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

- 2 特許無効審判の被請求人は、第百三十四条第一項若しくは第二項、第百三十四条の二第五項、第百三十四条の三、第百五十三条第二項又は第百六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、第百三十四条の二第一項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。
- 3 訂正審判の請求人は、第百五十六条第一項の規定による通知がある前（同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあっては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

(1) 短答式試験

特許異議の申立て、特許無効審判、訂正審判を組み合わせた問題で出題される。

(2) 論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 第1項 訂正に係る明細書等の補正（特許異議の申立て） 短

特許異議の申立ての事件における訂正した明細書等の補正をできる時期について規定している。

- (1) 対象：特120条の5第2項の訂正の請求書添付の訂正明細書・特許請求の範囲・図面
- (2) 時期：特120条の5第1項又は第6項の意見書提出期間内

短

→R4-19-1

■ 第2項 訂正に係る明細書等の補正（特許無効審判） 短

特許無効審判の事件における訂正した明細書等の補正をできる時期について規定している。

- (1) 対象：訂正の請求書添付の訂正明細書・特許請求の範囲・図面
- (2) 時期：
 - ① 答弁書提出期間（特134条1項）
 - ② 請求書補正の許可による答弁書提出期間（特134条2項）
 - ③ 訂正請求を認めない場合における意見申立期間（特134条の2第5項）
 - ④ 特許無効審判請求棄却審決取消判決確定による審理開始の際の申立による訂正請求のための指定期間（特134条の3）
 - ⑤ 職権審理に対する応答期間（特153条2項）
 - ⑥ 特許無効審判における予告審決の際における訂正請求のための指定期間（特164条の2第2項）

短

→R3-19-5

■ 第3項 訂正に係る明細書等の補正（訂正審判） 短

訂正審判の事件における訂正した明細書等の補正をできる時期について規定している。

- (1) 対象：訂正審判の請求書に添付した訂正明細書・特許請求の範囲・図面
- (2) 時期：訂正審判における結審通知（再開後も含む）まで

短

→R3-10-(v)
R2-17-3

■ 第1項～3項の共通事項 短

本条の補正の内容的制限は、請求書の要旨を変更しない範囲内

∴特131条の2第1項（特120条の5第9項及び特134条の2第9項で準用する場合を含む）

5. 手続の効力（第18条～第28条）

第十八条（手続の却下）

【短答重要度☆☆☆】

【論文重要度☆】

特許庁長官は、第十七条第三項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第百八条第一項に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を却下することができる。

- 2 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により第百九十五条第三項の規定による手数料の納付をすべきことを命じた特許出願人が第十七条第三項の規定により指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、当該特許出願を却下することができる。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

（1）短答式試験

- ・18条1項、同2項が適用されるのは、どのような場合かの理解を問われる。
- ・裁量規定である点に留意したい。

（2）論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 第1項 手続の却下の対象 短

手続を却下できる場合について規定している。

- (1) 「手続の却下」：特許庁に対して行われた特許出願、請求その他特許に関する手続に関し、特許庁長官がその手続の効力を失わしめる行政処分をいう。
- (2) 「却下することができる」→特許庁長官の裁量行為
- (3) 手続の却下の例
特13条1項・2項命令違反、特17条3項の補正命令違反、特133条1項・2

短

→R2-17-5

項の補正命令違反

(4) 出願の却下の例

特18条2項、特184条の5第3項

■ 第2項 出願の却下の対象 短

出願を却下できる場合について規定している。

理由) 出願審査請求の手續自体を却下するのは適當ではなく、**出願人が増加分の手数料を納付しないのは出願を維持する意思がないものと考えられるためである。**

短

→R2-17-4

第十八条の二（不適法な手續の却下）	【短答重要度☆☆】 【論文重要度☆】
特許庁長官は、不適法な手續であつて、その補正をすることができないものについては、その手續を却下するものとする。ただし、第三十八条の二第一項各号に該当する場合は、この限りでない。 2 前項の規定により却下しようとするときは、手續をした者に対し、その理由を通知し、相當の期間を指定して、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出する機会を与えなければならない。	

短

→R4-10-1

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

(1) 短答式試験

- ・本条が適用されるのはどのような場合なのか、18条が適用される場合との相違点を問われる。
- ・ただし書に留意すべきである。今後出題の可能性がある。

(2) 論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 第1項 不適法な手續の却下の要件 短

不適法な手續であつて、補正できないものについて規定している。

短

→H30-1-(ホ)

(1) 「不適法な手續であつて、その補正をすることができないもの」

本質的要件の不備（従来の不受理要件）ただし、特38条の2第1項各号に該当する場合を除く。

- ① 権利能力のない者による手續（特6条）（例外あり）
- ② 在外者が特許管理人によらずに手續をした場合（特8条）（例外あり）
- ③ 期間経過後の手續（例外あり）

(2) 行政処分 of 適性化及び行政手續法の趣旨

(3) 手續には出願も含まれる。

(4) 効果

（門前払いされた結果として）手続がされないのと同じで、出願の場合には、パリ優先権は発生せず、特許庁にも係属しない。

理由「正規の国内出願」とは認められない（パリ4条A(1)）ためである。

■ 第2項 不適法手続却下理由の通知と弁明書の提出 短

手続却下しようとする場合の、弁明書提出の機会付与の必要性について規定している。意見を述べる機会を与えない不受理・却下を禁止する内容（商標法条約14条に対応）

第十九条（願書等の提出の効力発生時期）

【短答重要度☆☆】

【論文重要度☆】

願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

(1) 短答式試験

- ・ 規定についての細かい内容は出題されない。
- ・ 発信主義が採用される場合の概要を掴めば解ける問題が出題される。

(2) 論文式試験

出題が過去にないため特になし

■ 到達主義と発信主義 短

(1) 原則

到達主義：（特許庁に）到達した日時に書類提出の効力が生じる（民97条1項）。

(2) 例外

発信主義：願書及び提出の期間が定められている書類は以下の日時に特許庁に到達したものとみなす。

- ① 郵便物の受領証により証明したときはその日時
- ② 郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時が明瞭

短

→R3-3-4
R1-8-(ホ)

であるときはその日時

- ③ 郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち
日のみが明瞭であって時刻が明瞭でないときは表示された日の
午後12時

(3) 提出期間の定められているものの例

- ① 拒絶理由に対する意見書（特50条）
- ② 特許異議申立書（特113条）
- ③ 明細書等の補正（特17条の2第1項）
- ④ 審判請求書（特121条）等

(4) 提出期間の定められていないものの例

- ① 判定の請求書
- ② 出願取下書
- ③ 訂正審判請求書
- ④ 出願人名義変更届等
- ⑤ 出願公開の請求書

第二十条（手続の効力の承継）

【短答重要度☆☆☆】
【論文重要度☆】

特許権その他特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権その他特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。

出題傾向と攻略ポイント

1. 出題傾向

- (1) 短答式試験
- ・ 出願段階や審判段階における権利の移転と併せて出題される。
 - ・ 条文の正確な知識が問われる。
- (2) 論文式試験
- 出題が過去にないため特になし

■ 手続の承継の効力 短

- (1) 権利移転前にした手続の効力はその権利の承継人にも及ぶ。
- (2) 「特許に関する権利」とは、
「特許を受ける権利、専用実施権、通常実施権、質権、無効審判請求人の地位」等
多彩である。

